

敦賀市建設工事における週休２日試行要領

(趣旨)

第１条 この要領は、敦賀市が発注する建設工事において、受注者の働き方改革を進め、建設業の担い手確保を図るために試行する完全週休２日工事及び週休２日工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要領で使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休２日工事 対象期間内の全ての土曜日及び日曜日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 週休２日工事 対象期間内において、土曜日及び日曜日に限定せず、毎週２日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検作業等の現場管理上必要な作業等を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4) 対象期間 工事に着手した日から工事完成日までの期間という。ただし、次に掲げる期間を除く。
 - ア 工場製作のみの期間（現場で作業を行っていない期間に限る。）
 - イ 緊急的な対応（関係機関からの緊急要請、災害等による対応）が必要な期間
 - ウ その他、現場条件等により監督職員が対象外と認めた期間

(対象工事)

第３条 完全週休２日工事及び週休２日工事の対象は、次に掲げるものを除く全ての建設工事で、発注者が指定するものとする。

- (1) 緊急性の高い工事（災害に伴う緊急工事等）
- (2) 現場作業日数が５日以下となる工事
- (3) 随意契約による工事
- (4) その他、発注者が完全週休２日又は週休２日（以下「週休２日等」という。）の実施に適さないと認める工事

(実施方法)

第４条 発注者は、対象工事を実施する際には、入札公告、指名通知及び設計図書に、完全週休２日工事又は週休２日工事である旨を明示しなければならない。

(週休２日の積算方法)

第５条 発注者は、対象工事を発注する場合は、当初設計において、単価等に市が別に定める補正係数を乗じて積算するものとする。

- 2 発注者は、受注者が週休2日等を達成できなかった場合は、施工状況に応じ、前項の規定による補正係数を乗じない単価等で設計変更を行うものとする。

(発注者及び受注者の責務)

第6条 発注者(監督職員)は、週休2日等が可能な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障を及ぼさないよう、受注者からの協議、立会い、検査等の依頼に対し、速やかに対応するよう努めなければならない。

- 2 受注者は下請け企業に対し、週休2日等の取組みにあたり必要な事項について協力を求めるものとする。

- 3 受注者は、週休2日等の対象工事であることを、明記した工事看板(別紙)を設置しなければならない。

(履行確認方法)

第7条 受注者は、契約締結後、発注者が指定する方法により、対象期間及び現場閉所日を明記した施工計画書を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。

- 2 受注者は、週休2日等の実施状況を記載した月報等を監督職員に提出し、履行状況の確認を受けるものとする。

- 3 発注者は、前項の規定により履行状況を確認する場合において、悪天候により現場での作業ができなかった日があったときは、同日を現場閉所日として取り扱うことができるものとする。

(工事成績評定)

第8条 対象工事(工事成績評定を行わない工事を除く。以下、この条において同じ。)において、週休2日等を実施したと認められる場合には、工事成績評定により加点評価を行う。

- 2 対象工事においては、週休2日等を実施したと認められない場合であっても、工事成績評定による減点評価は行わない。

(不正行為に対する措置)

第9条 発注者は、受注者が月報に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合には、「敦賀市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領」に基づく措置等を行うことができる。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項又はこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

(別紙) 工事看板表示例

1 完全週休 2 日試行工事の場合

ご迷惑をおかけします	
○○○○○○○○を	
○○しています	
週休 2 日試行工事	
(この工事は、土曜日及び日曜日に 作業しません)	
令和○年○○月○○日まで	
○○○○工事	
発注者	敦賀市○○部○○課
	電話 ○○○○-○○-○○○○
施工者	○○建設株式会社
	電話 ○○○○-○○-○○○○

2 週休 2 日試行工事の場合

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇〇〇〇を
〇〇しています

週休 2 日試行工事

令和〇年〇〇月〇〇日まで

〇〇〇〇工事

発注者	敦賀市〇〇部〇〇課
	電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
施工者	〇〇建設株式会社
	電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇